

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

原告ら第4準備書面

(損害論)

2023年2月8日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



第1 逸失利益

1 被告の主張

被告は、逸失利益について、最三平9年1月28日判決を挙げたうえで、ウィシユマさんが死亡しなかった場合に得られたであろう利益はスリランカにおいて就労したならば得られたであろう収入であるとし、逸失利益額についてはスリランカにおける賃金水準に基づいて算定されるべきと主張する。

しかしながら、最三平9年1月28日判決は、外国籍保有者の差別的取扱いをするもので、憲法14条1項に違反するものであり、当該判決を前提にすべきではない。また、仮に同判決が憲法14条に違反しないものであったとしても、同判決の射程は、本件のような国賠事案には及ばない。さらに、仮に同判決を前提としたとしても、逸失利益は日本基準で算定されるべきという結論になる。以下、その理由を述べる。

2 最三平9年1月28日判決が憲法14条1項に反していること

外国籍保有者の労災事故による逸失利益の算定が問題となった最三平9年1月28日 民集51巻1号78頁（以下、「改進黨事件最判」という。）では、「逸失利益の算定方法については、被害者が日本人であると否とによって、異なるべき理由はない」と述べ、「予測される我が国での就労可能期間ないし滞在可能期間内は我が国での収入等を基礎とし、その後は想定される出国先（多くは母国）での収入等を基礎として逸失利益を算定するのが合理的といえることができる。」と判示した。「予測される我が国での就労可能期間」の認定次第ではあるが、形式的には、被害者が日本人である場合と外国人である場合で差別はないようにも見える。

しかし、改進黨事件最判は、上記「就労可能期間」は、「来日目的、事故の時点における本人の意思、在留資格の有無、在留資格の内容在留期間在留期間更新の実績及び蓋然性、就労資格の有無、就労の態様等の事実的及び規範的な諸要素」を考慮して認定するとした。このように改進黨事件最判は、「在留資格の有無、在留資格の内容、在留機関、在留期間更新の実績及び蓋然性」を考慮要素として明示している。これは被害者が外国人である場合、被害者が日本人であれば考慮要素としないものを、考慮要素とすることを明言しているということである。つまり、被害者が日本人であるか外国人であるかで、考慮要素を区別している。

実際には、この考慮要素が外国籍保有者にとって、不利に働くことがあり得ても有利に働くことは想定し難い。明示された考慮要素は権利保護を限定する要素ばかりであり、権利保護を拡充する考慮要素は皆無である。被害者である外国籍保有者が、こうした考慮要素によって、日本国籍保有者と同等の「就労可能期間」の立証を成功させることは実質的に不可能である。このことは改進黨事件最判の規範が適用された裁判例を見ても明らかである。

被害者である外国人が日本人と同等の「就労可能期間」の立証に失敗すれば、日本人と同様の被害救済は受けられないことになる。このことは加害者からすれば、支払うべき損害賠償額を安く抑えられることを意味する。労災事件においては、全く同じ

労災であっても、在留資格の無い外国人の労災の方が日本人の労災よりも加害者である使用者が支払うべき損害賠償額が安く抑えられることになる。この点について手塚和彰は、「もし仮に、裁判所が日本人と異なる算定基準で、外国人に不当に安い損害賠償を認定したとする。…裁判所は、雇主の不法就労を間接的に助長することにもなるといえるし、国の機関を名宛人とする憲法14条や労基法3条の平等条項に違反することにもなる。」と改進黨事件最判の問題点を指摘している（手塚和彰『外国人と法（第2版）』1999有斐閣265頁）。

本件のような国家機関が身体拘束（人身の自由を奪う逮捕・勾留・収容等）を実施しているが故に発生した死亡事件においては、全く同じ事件であっても、被害者が外国人の場合、被害者が日本人の場合よりも加害者である国が支払うべき損害賠償額が安く抑えられることになる。これはまさしく国を名宛人とする憲法14条1項の平等原則に反する。また、そのような「安く抑えられる」という帰結は、国家が外国籍保有者の逸失利益は日本国籍保有者の逸失利益よりも低くてもよい、外国籍保有者の生命・身体価値は日本国籍保有者よりも低いというメッセージを送るものであり、国家が差別を助長しているといえる。これは「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定した憲法14条1項に反する。

このように改進黨事件最判は、形式的には「逸失利益の算定方法については、被害者が日本人であると否とによって、異なるべき理由はない」と述べつつも、事実認定の問題、被害者となった外国籍保有者の立証責任の問題として、外国籍保有者のみに適用される考慮要素を列挙し、実質的には、外国籍保有者には、日本国籍保有者とは異なる算定基準としているのである。したがって、上記改進黨事件最判の規範は、憲法14条1項に違反する。

よって、ウィシュマさんの逸失利益は、日本基準で算定されなければならない。

3 最三平9年1月28日判決の射程が本件に及ばないこと

仮に、改進黨事件最判が憲法14条1項に反していなかったとしても、同最判は本件には射程が及ばない。

改進黨事件最判の事案は、就労していた在留資格のない外国人が、労災事故により後遺障害を残す負傷をしたというものである。使用者による安全配慮義務違反の問題はあつたにせよ、あくまでも後遺障害の発生原因は、被害者による自発的な就労中の事故によるものである。

他方、本件は、入管という国家機関が、「収容」によって被害者であるウィシュマさんの意思に反して人身の自由を奪い、適切な医療を受けさせなかったことにより、死亡させたという事案である。

このように加害者である国家が、故意または過失により被害者であるウィシュマさんの生命を奪い、他方で仮放免や通院などウィシュマさんの自発的な意思は全く認められなかった事案である。にもかかわらず、被害者側に日本での「就労可能期間」の立証責任を負わせることは、法の趣旨である被害者救済・損害の公平分担の観点からあまりにも不当である。

したがって、改進黨事件最判は、本件のような国賠事件には射程が及ばない。

よって、ウィシュマさんの逸失利益は、日本基準で算定されなければならない。

4 最三平9年1月28日判決を前提にしても日本基準で逸失利益が算定されること

改進黨事件最判は、日本での就労可能期間は、「来日目的、事故の時点における本人の意思、在留資格の有無、在留資格の内容在留期間在留期間更新の実績及び蓋然性、就労資格の有無、就労の態様等の事実的及び規範的な諸要素」を考慮して認定している。

同最判が憲法14条1項に適合しているとすれば、ここでいう「規範的要素」の理解が極めて重要になる。

そもそも、「相当程度の蓋然性」をもって推定される「当該被害者の将来の収入等の

状況」なるものが不確かな予測に基づくフィクションとしての性格を免れないものである。そうすると、損害賠償制度の目的である「あるべき現状の回復」と「負担の公平」の見地からすれば、賠償額の判断は単純な計算問題ではなく、規範的価値判断を伴う評価の問題だというべきである。(水野勝「判例解説 資格外就労外国人労働者の労災と損害賠償額の算定～改進黨事件(最三平9. 1. 28)1997 労判 717 号 7 頁」10～11頁参照)

では、改進黨事件最判の「規範的要素」として、具体的にどのような要素が考慮されるべきか。例えば、憲法や国際法の重要な価値である人間の尊厳(憲法13条、世界人権宣言前文)、平等原則(憲法14条1項、自由権規約26条)、人身の自由(憲法18条、自由権規約9条1項)は欠かすことができない「規範的要素」である。

本件では、入管収容の違法、生命維持義務違反の違法、これらの違法が国家機関に行為によって引き起こされた点も重視されなければならない。前掲水野は、「規範的要素として、少なくとも、人間の平等の理念や労災の特質を踏まえた被災労働者保護に関わる要素への配慮が要請されよう。」とする(前掲水野11頁)。

原告ら第5準備書面記載のとおり、特に2021年2月15日以降においては、重篤な健康状態であったにもかかわらず、請求または職権による仮放免をせずに収容を継続したことが、比例性を欠くことは明らかである。しかも、名古屋入管における収容は、自由権規約9条1項に反する通達の影響により、収容継続が当然との組織全体の誤った認識の下になされており、被収容者の人権保障や健康状態への配慮を著しく欠いた状態を意図的に作出していたといえる。

また、原告ら第3準備書面記載のとおり、収容されているウィシュマさんを救命することができたのは名古屋出入国管理局の他にあり得なかった。例えば、ウィシュマさんは、2021年2月15日の尿検査で明らかな異常値を示していた。しかし、本件では、ウィシュマさんに対し、点滴治療すらしておらず、生命健康維持義務に違反していることは明白である。すなわち、人身の自由が保障された一般人であれば、容易に受けることが可能な診療が一切受けられていないのであり、被害者の権利侵害の

程度は甚大である。

さらに、收容の目的も、国家機関である名古屋出入国管理局による「仮放免を不許可にして立場を理解させ」ることにより帰国へと導くという非人道的かつ品位を傷つける恣意的收容であり、人間の尊厳を顧みないものである。

このような名古屋入管の加害行為によって侵害されたウィシュマさんの人身の自由や人間の尊厳は、「規範的要素」として最大限に考慮されなければならない。また、このような被害をうけたウィシュマさんの逸失利益を日本基準ではなく出身国基準で算定することは、平等原則に反すると言わざるを得ない。

よって、改進黨事件最判を前提にしたとしても、日本基準で逸失利益が算定されるべきである。

第2 慰謝料

1 被告の主張

慰謝料に関する被告の主張（被告第一準備書面59頁）は、「死亡慰謝料額の算定にあたっては、日本人と外国人とを問わず、その支払を受ける遺族の生活の基盤がどこにあり、支払われた慰謝料がいずれの国で費消されるのか、そして当該外国と日本との賃金水準、物価水準、生活水準等の経済的事情の相違を考慮せざるを得ないもの」というべきである」とした東京高判平13年1月25日判例タイムズ1059号298頁（以下、「平成13年判決」という。）に依拠している。しかしながら以下に述べるとおり、同判決は誤っており、同判決に依拠する慰謝料に関する被告の主張に理由がなく失当であることは明らかである。

2 慰謝料算定に当たりスリランカの経済状況等を考慮することが慰謝料の本質的理解に反すること

(1) 慰謝料の制裁的機能

慰謝料は、人身及び人格の価値に対する法的評価であり、その目的は、人格が侵害されたことによって生じた精神的苦痛を填補することにある。

被害者およびその遺族（以下「被害者ら」という）は、加害者から金員を受け取り、自己の財産を増加させることで得られる精神的満足感をもって、不法行為による精神的苦痛を一定程度和らげることができる。しかし、自己の財産を増加させることも重要であるが、それと同等もしくはそれ以上に加害者の財産を減少させることも重要だと考えるのが実際の被害者感情である。被害者らが不法行為によって受けた苦痛を金銭評価し、加害者の財産を減少させるという形で、制裁として被害者らが受けた苦痛と同等の苦痛を加害者に対して与えるのである。加害者に財産を減少させるという制裁を与えることによって、被害者らの精神的苦痛が一定程度和らぐのである。いわゆる損害填補説を前提としたとしても、慰謝料は、實際上、被害者らの感情としては、一種の制裁として機能しているのである（川神裕・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（上）71頁も、「慰謝料には、実際上は加害者に対する制裁的機能があることも完全には否定できない」と述べている。）。

なお、ここでいう「制裁」は、いわゆる制裁説によって有力に主張されてきた刑事制裁と対比した一般予防の見地からの民事制裁という意味ではない。前述のように慰謝料によって、被害者らの個人的な精神的苦痛を和らげるための一種の制裁を意味する。

（2）一般に被害者の経済状況等の個別事情は考慮されないこと

「慰謝料はそれに相応する金銭を受領することによる満足感のほかに、これによって財産的損害の補完を受け、あるいはこれを貯蓄したり、費消して様々な物品やサービスを取得することを介して満足を得、それによって被害者の精神的苦痛が軽減されることにより、精神的損害の慰謝を受けるものと考えられる」とする平成13年判決の理屈に従えば、慰謝料額の算定に当たり被害者の経済状況を個別に見るべきことになる。

しかし、一般に、被害者もしくは加害者の個別的要因（例えば、過失が極めて大きいこと、結果の悲惨さ、加害行為の悪質さ等）が慰謝料算定にあたっての斟酌（増額）事由とされる（大判大正9年5月20日民録26輯710頁等）。

他方、被害者の収入や被害者の経済状況が慰謝料算定において考慮されることはない。裕福な者が被害者となっても慰謝料額は増額されないし、貧乏な者が被害者となっても慰謝料額は減額されない。慰謝料の法的趣旨からすれば当然の帰結である。中村心「幼児、外国人、高齢者の逸失利益」塩崎勤・園部秀穂編『新・裁判実務大系5 交通損害訴訟法』202頁（甲62）にも同趣旨の記載がある。

したがって、慰謝料額算定にあたって、被害者らが日本に生活基盤を有するか否かで区別する必要は全くないし、被害者らの生活基盤となる国の物価水準・所得水準を考慮する必要性はない。

（3）遺族が費消して慰謝されるわけではないこと

「我が国とスリランカの物価水準、所得水準等の経済事情の相違を考慮すべき」との被告主張は、被害者遺族が現実に得た「慰謝料」を費消することで精神的苦痛が慰謝されるという発想である。

しかし、死亡慰謝料は、被害者遺族が実際に費消することで満足を得て慰謝されるというものではない。被告の発想は、被害者遺族の心情に照らして、非常識である。上記（1）でも述べたとおり、死亡慰謝料の機能は、加害者に財産的な負担を与えることにより、精神的な充足を得る面が大きいというべきである。

なお、刑事事件における示談においては、被害者側の経済状況ではなく、むしろ、加害者側の経済状況が考慮され、加害者にとって相当の負担となる金額を支払うことが一般的である。

（4）死亡被害者による慰謝料の費消はできないこと

死亡した被害者自身の慰謝料請求権を遺族が相続して行使する場合の慰謝料額の算定に当たっては、当該被害者は死亡している以上、慰謝料を費消することはできないのであるから、遺族の生活基盤がいずれの国になるかを考慮する余地はないはずである。このような観点からも、被害者の居住国の物価水準・所得水準を考慮する理由はない。

(5) 小括

したがって、本件の慰謝料算定に当たり、スリランカの経済状況等を考慮することは慰謝料の本質の理解に反するものであり、被害者が日本人の場合と同様に算定されるべきである。

3 被害者がいずれの国に生活基盤を有するかによって慰謝料に差異を設けることは許されないこと

(1) 生活基盤のある国によって差異を設けることの不合理性・差別性

慰謝料の損害の填補という観点から検討すると、精神的苦痛はあらゆる人間において共通であり、生活基盤がいずれの国にあるかによって精神的苦痛に差異があるとするは不合理な差別というほかなく、許されない。

また、慰謝料の加害者に対する制裁的側面から検討しても、本件では加害者は国であり、被害者が日本に生活基盤を有するか否かで差異を設けるべき合理性は一切認められない。

さらに、平等原則ないし差別されない権利（憲法14条）の見地からも、慰謝料算定において生活基盤となる国の物価水準・所得水準を考慮すべきでない。判決においてこのような考慮がなされれば、日本よりも物価水準・所得水準が低い国を生活基盤とする者に対する慰謝料は低額でよい、反対に日本よりも物価水準・所得水準が高い国を生活基盤とする者に対する慰謝料は高額でなければならないという社会規範が形成される。そして、多くの者は国籍国に生活基盤を有することから、そのような判決は国籍ないし人種差別を助長する効果をもたらす（国である被告が差別助長効果をもたらす主張をすること自体、本来は厳に慎まれるべきである。）。

(2) 差別に関する被害者遺族の受けとめ

原告ポールニマは、2022年6月17日に名古屋地検を訪れ、ウィシュマさんの死亡事件について名古屋入管職員の不起訴の通知を受けた際、「こんな結論は、私たちが貧しい国出身だからか」と述べており、名古屋入管の支配下で体調を崩し、死亡したにもかかわらず前記職員が不起訴となったことについて、スリランカ人に対

する差別を感じ、憤っていた（甲63・東京新聞記事「遺族憤り『私達が貧しい国出身だからか』 ウィシュマさん収容死で入管職員を不起訴」）。

仮に、本件訴訟の判決において、ウィシュマさんの死亡慰謝料や原告ら固有の慰謝料額の算定に当たり、スリランカの物価水準・賃金水準を考慮に入れ、「日本人」基準よりも低い慰謝料額となれば、当然、原告ら遺族は、「日本人」よりも低い慰謝料額となったのは「私たちが貧しい国出身だからか」と受けとめることになる。この受けとめは、全く過剰なものではない。日本と比べて「貧しい」物価水準や賃金水準を考慮して、「日本人」よりも低い慰謝料額を設定しているのであるから、正当な受けとめである。このような差別される当事者の声に耳を傾けなければならない。

こうした国籍差別は、上記のとおり差別を助長するだけでなく、被害者にとってみれば、それ自体が新たな精神的苦痛である。裁判所による慰謝料額に認定が新たな精神的苦痛を生むという慰謝料の本質に反する結果を招くことになる。

(3) 日本国内での地域の経済的事情が考慮に入れられることはない

日本国内においても物価水準・賃金水準等の経済的事情は地域によって異なり、各都道府県の物価水準・賃金水準を基に定められる最低賃金(令和4年10月時点)は、最も低い青森県等では時給853円であるのに対し、最も高い東京都では時給1072円と、後者は前者の1.25倍以上となっている(甲64・厚生労働省ホームページ「地域別最低賃金の全国一覧」)が、日本国内に生活基盤を持つ者の慰謝料額の算定に当たり、地域の物価水準・賃金水準等の経済的事情が考慮に入れられることはない。それにもかかわらず生活基盤が外国となる場合にだけ生活基盤となる外国の経済的事情を考慮に入れることには合理的理由は見いだせず、外国に生活基盤を有する者を不当に差別するものというほかない。

(4) 条約違反

ウィシュマさんに関する慰謝料について、スリランカの経済事情の相違を考慮すべきというのは、自由権規約26条違反、人種差別撤廃条約違反にあたる。

自由権規約26条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もな

しに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」と定めている。ウィシュマさんに関する慰謝料について、スリランカの経済的事情の相違を考慮することは、これまで述べてきたとおり、慰謝料の性質、機能に鑑みても不当な差別であり、自由権規約26条が保障する「いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利」を侵害することから、条約違反である。

また、人種差別撤廃条約は第2条1項で、次のとおり定めている。

「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。」

つまり、締約国たる日本には、人種差別を自ら行わないことはもとより、個人・団体による人種差別の後援等を行わない義務がある。

多くの者が国籍国に生活基盤を有することからすれば、スリランカの物価水準・所得水準が低いからスリランカに生活基盤を有する者の慰謝料は少なくすべきとすることは、スリランカ人に対する慰謝料は低額で良いという社会規範を形成し、又はそれに加担するものである。

したがって、スリランカの物価水準・所得水準が低いからスリランカに生活基盤を有する者の慰謝料は少なくすべきとすることは、同条約1条に定める人種差別または人種差別の擁護もしくは支持に当たり、許されない。

このように、ウィシュマさんに関する慰謝料について、スリランカの経済事情の相違を考慮すべきというのは、自由権規約26条、人種差別撤廃条約に違反する。

4 裁判例

裁判例でも、中国に帰国した被害者が離婚に伴う慰謝料を請求した事案について、生活基盤となる国の経済的事情を考慮することなく、日本人の被害者と同程度の慰謝料を認めている。仙台高裁秋田支判平成8年1月29日(判時1556号81頁)は、「本件慰謝料が日本における婚姻生活の破綻に基づき現に日本において請求されていることに照らすと本件慰謝料を算定するに当たっては、控訴人の中国の帰国後の同地の所得水準、物価水準如何は、逸失利益の算定の場合と比較してさほど重視すべきものではなく、かえってこれを重要な要素として慰謝料の額を減額すれば、被控訴人をして、一般的に日本人である妻と離婚した者の支払うべき慰謝料の額と対比し、不当に得をさせる結果を生じ、公平を欠くこととなると考えられる」としている。このように、裁判例においても、慰謝料を算定するにあたり、被害者の生活基盤となる国の所得水準・物価水準を考慮してしまうと、被害者が日本人である場合に比べ、加害者に不当に得をさせる結果を生じ、公平を欠くことになると明確に述べている。

本件においても、ウィシュマさんの死亡慰謝料及び原告ら固有慰謝料の算定に当たり、スリランカの物価や所得水準を重要な要素として慰謝料額を減額すれば、加害者である被告が日本に生活基盤を有する者に加害行為をした場合に支払うべき慰謝料額と対比して、被告に不当に得をさせる結果を生じ、公平を欠くことになることは明らかである。

5 結語

以上より、本件の慰謝料算定にあたってスリランカの物価水準・所得水準を考慮することは不必要かつ不当であって、これを考慮してはならない。被告が引用する平成13年判決は、明らかに誤っている。

よって、本件では、被告の加害行為の悪質性、侵害されたウィシュマさんの人身の自由や人間の尊厳命の価値の平等を考慮すると、原告らが請求している慰謝料額が相当である。

以上